ふれあいネットワーク
曽於市社会福祉協議会情報紙
第63号
平成30年５月15日

手と手
やさしさ100パーセント

作品名「家　族」

「家族が増えて、楽しく過ごしている様子を絵に描いてみました。」

障害福祉事業所　大隅シオン舎　山口（やまぐち）　正晋（まさあき） 氏

主な内容

平成 30 年度事業計画及び収支予算 …… Ｐ２
地域包括支援センターについて …… Ｐ３
新規採用職員の紹介 …… Ｐ４
サロンで地域いきいき …… Ｐ５
福祉作文・ポスター募集 …… Ｐ６
福祉バス運行事業
日本赤十字社会員増強運動 …… Ｐ７
介護保険Ｑ＆Ａ …… Ｐ８
心配ごと相談及び弁護士相談開設予定 …… Ｐ９
権利擁護センターより
寄附金品等報告 …… Ｐ10

理念　人と人との
つながりを大切に
地域と共に歩む

発行 / 社会福祉法人　曽於市社会福祉協議会
曽於市財部町南俣 504 番地１（財部保健福祉センター内）
TEL:0986-72-0460・0480　FAX:0986-72-0425
E-mail:sohokubu-shakyo@dream.ocn.ne.jp
情報紙「手と手」は、本会のホームページでもご覧になれます。
URL:http://soo-shakyo.or.jp/

この情報紙は、地域住民の皆様からの社会福祉協議会費を財源に発行しています。

平成30年度　事業計画

【基本方針】

国勢調査開始以来、初めて日本の人口は減少に転じ、少子高齢化は一段と進んでいることが明らかになり、本市の高齢化率はすでに37％を超え、人口は急速に減少している状況です。一方で、高齢になっても、住み慣れた我が家で暮らしたいと望む人も増えてきています。また、障がいや疾患を持つ人や生活に困窮する人など様々な課題を抱えながらも、安心して地域社会の中で暮らすことができる環境整備や地域生活支援の在り方が問われており、地域での暮らしを支える福祉の充実は近々の課題となっています。

また、社会福祉法人制度改正に伴い、「公益性」「非営利性」を備えている社会福祉法人として「国民に対する説明責任」「地域社会へ貢献する法人の在り方」が改めて定義されました。

このような状況の中、本会のこれまでの実績を活かしながら、地域のネットワーク、住民や様々な関係機関と協働し、共生社会を支えるためのしくみづくりを主体的に推進し、地域包括ケアシステム[※1]の一翼を担っていくことが求められます。

組織経営においては、介護保険制度の改正により、要支援者へのサービスが市町村事業に移行され、さらに、介護報酬改定や介護人材の確保の課題等により、経営上厳しくなることが予測されます。一人ひとりの尊厳を重視した専門性の高いサービスを展開し、効率的かつ適切で安定した事業運営に努めていく必要があります。

本会は、「人と人とのつながりを大切に　地域と共に歩む」の理念のもと、地域の状況、社会福祉の動向を踏まえ、アウトリーチ[※2] を基本としてコミュニティソーシャルワーク[※3]の強化、既存事業の見直しと充実、新規事業の研究・開発、受託事業に伴う体制整備など、第二次基盤強化計画に沿って、関係機関・団体等と協働し、職員の資質とサービスの向上を図り、安定した事業経営と地域に信頼され必要とされる社会福祉協議会活動を実践していきます。

※１　地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。
※２　アウトリーチ：相談援助機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、地域社会に出向き、相談援助を展開していくこと
※３　コミュニティソーシャルワーク：地域において援助を必要とする人に対し、個別・地域支援や地域へのアプローチなどの社会福祉活動

平成30年度　収支予算

貸付事業収入	455千円	寄附金収入	3,348千円	その他の収入	2,535千円
負担金収入	620千円	経常経費補助金収入	39,183千円	積立資産取崩収入	43,880千円
受取利息配当金収入	180千円	事業収入	14,193千円	拠点区分間繰入金収入	31,264千円
会費収入	3,321千円	障害福祉サービス収入	12,229千円	その他の活動による収入	3,249千円

売上原価支出	43千円	事務費支出	67,446千円	拠点区分間繰入金支出	30,382千円
貸付事業支出	450千円	共同募金配分金事業費	6,519千円	その他の活動による支出	25,305千円
負担金支出	116千円	助成金支出	3,452千円	予備費支出	2,177千円
事業費支出	53,769千円	固定資産取得支出	1,220千円		

平成30年4月1日より曽於市社会福祉協議会が地域包括支援センターを受託しました！

平成30年4月より、地域包括支援センターを曽於市社会福祉協議会が受託しており、現在15名体制で業務にあたっています。

【地域包括支援センターの役割】

地域支援事業実施要綱に基づき、本市被保険者が要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために必要な業務を行います。

【主な業務として】

①総合相談支援業務

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと

②権利擁護業務

虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること

④介護予防ケアマネジメント業務

介護予防事業、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うことなどがあります。

また、3地区（財部、末吉、大隅）にそれぞれ各専門職を配置しています。

各地区担当職員は以下の通りです。

大隅	池上　百合子（主任介護支援専門員）
	工藤　恵美（保健師）
	八木　美咲（社会福祉士）
	福岡　志保（介護支援専門員）
末吉	徳地　順子（主任介護支援専門員）
	中村　順子（保健師）
	坂口　翔吾（社会福祉士）
	新保　三千代、天神原　久乃（介護支援専門員）
財部	坂元　直美（主任介護支援専門員）
	戸越　優貴（保健師）
	竹内　智子（社会福祉士）
	宇都　代登美、徳丸　真子（介護支援専門員）

自立した日常生活が送れるよう
切れ目なくサポートしていきます！

どうぞよろしくお願いします！

日常的な生活や介護の相談。その他、お困りごとなどございましたら、下記までご連絡ください。

曽於市地域包括支援センター
住　所：曽於市末吉町二之方2342番地2（そお生きいき健康センター内）
ＴＥＬ：０９８６－７６－８８２４

新規採用職員の紹介

地域福祉課
地域福祉コーディネーター（本所）
社会福祉士

元山（もとやま）　貴恵（きえ）

この度、地域福祉課で地域福祉コーディネーターとして勤務させていただくことになりました。

たくさんの方と出会い、一人ひとりとの関わりを大切に、曽於市の皆様が安心して暮らせる地域づくりのお役にたてるようがんばっていきたいと思います。不慣れなことも多くご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

福祉事業課　居宅介護支援財部事業所
介護支援専門員（本所）

浦本（うらもと）　由美子（ゆみこ）

４月より介護支援専門員として勤務させていただくことになりました。

専門職としての経験を生かし、住み慣れた地域や場所で、その人らしく自立した生活が送れるように、地域の皆様や多職種連携・協働を図りながら、地域のお役にたてるように努力してまいります。よろしくお願いします。

福祉事業課　居宅介護支援大隅事業所
介護支援専門員（大隅支所）

徳重（とくしげ）　友朗（ともあき）

４月１日より曽於市社会福祉協議会大隅支所で介護支援専門員として働かせていただくことになりました。

介護の現場と福祉用具専門相談員を経験しており、介護支援専門員の仕事は初めてで、分からないことが多くありますが、日々、勉強していきたいと思います。

また、少しでも早く自分の生まれ育った曽於市の地域の皆様の役に立てるよう努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

地域包括支援センター
保健師（末吉支所）

戸越（とごえ）　優貴（ゆうき）

今年度より、地域包括支援センターで保健師として勤務させていただくことになりました。以前は医療関係の仕事をしていました。今までの経験を生かし、人と人とのつながりを大切にしながら、皆様と一緒に曽於市をより良く、暮らしやすくしていくことができるように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

ふれあい・いきいきサロンとは？？

高齢者や障がい者、子育て中の親など、地域の誰もが気軽に参加できる「憩いの場」です。地域の身近な場所で自由に参加し、レクリエーションや健康体操、おしゃべりなどを楽しみます。人とふれあうことによって引きこもり防止や生きがい作りにも繋がっています。

曽於市社会福祉協議会では、住民主体のサロン活動が地域で活発に行われるよう、活動に対する補助金交付、サロン傷害保険の加入などの支援、その他活動に関する相談に応じています。

平成30年度の補助金交付については、下記のとおりです。

開設回数（年間）	補助金額（年額）	申請の要件	申請期間
5回以上	5,000円	1回の活動の参加人数がおおむね5人以上であること	4月2日(月)から6月29日(金)まで
12回以上	継続：12,000円 新設：15,000円		

曽於市社会福祉協議会では、サロンへの専門職派遣の調整も行っています。サロン活動に関するご相談等ありましたらお問い合わせください。

サロンで地域いきいき

渡サロン（大隅地域）

平成28年4月「みんなが集まる機会がなくなったね」と集落の集まりで話が始まり「みんなの地域をみんなで楽しく守ろうよ」と、その月のうちに第1回目の「渡サロン」が始まりました。毎月第三日曜日朝9時頃から季節の野菜や包丁を持参して集合します。早速、慣れた手つきで刻んで楽しい時間が始まります。献立は、前回のサロンで話し合われ、「ソーメン流し」や「焼肉会」なども実施しました。会員は老若男女を問わず集落住民全員。現在会員は17名です。お腹一杯食べて会費は200円です。時には、帰省した孫やひ孫の参加もあります。調理の合間に血圧測定や、健康体操、レクリエーションなどバリエーション豊富です。男性も手伝いますが、いつの間にか草刈りや公民館の環境整備など役割分担されてきました。昔からある小さな集落ですが、月1回のサロンで集落に活気が戻り、笑い声があふれて絆の故郷が再生してきました。「皆で、運動会もよかね」と次回に向けての構想も検討中です。

福祉作文・ポスター大募集

第14回曽於市社会福祉大会の開催に当たり、福祉に対する意識の高揚と啓発をはかるため、次のとおり作文とポスターの募集を行います。

テーマ「おもいやり」

応募資格

児童生徒の部：曽於市内の小・中・高校に在籍する者
一　般　の　部：曽於市内に在住する市民、企業、事業所に勤務する者

募集作品

作　　文：小学生は400字詰原稿用紙３枚以内
　　小学生以外は400字詰原稿用紙３～５枚
ポスター：Ｂ３判（364㎜×515㎜）　または四つ切判（392㎜×544㎜）
　　※画材、色彩、縦、横は問いません。

応募方法

児童生徒の部：在籍する学校に提出してください。
一　般　の　部：社会福祉協議会の本所または支所に提出してください。

応募締切

６月29日（金）

審査･表彰

委員による審査を経て、８月26日（日）に末吉総合センターで開催される社会福祉大会において表彰し、賞品を贈ります。

第13回曽於市社会福祉大会
ポスター最優秀作品（小学生の部）
内　拓磨 さん

福祉バス運行事業 ～地域福祉活動団体の活動を支援します～

曽於市の福祉活動の増進を図るため、福祉団体の活動・研修、ボランティア団体のボランティア活動の支援、買い物支援事業にマイクロバスを運行します。

利用対象

曽於市内で活動を行っている団体

①校区社会福祉協議会　②ミニデイ
③ふれあい・いきいきサロン　④皆来館
⑤ボランティア団体

利用可能な目的

曽於市内の福祉活動の増進につながるもの

①社会福祉を目的とした事業
②ボランティア活動及びレクリエーション活動を通じた社会参加を促進する活動

利用料

利用料は無料です。ただし、燃料代、有料道路料金、駐車場料金などの運行に必要な経費は団体の負担となります。

※その他申請の方法や運行日時・回数等など詳細については、社会福祉協議会の窓口にてお尋ねください。

日本赤十字社鹿児島県支部曽於市地区より

5月は赤十字会員増強運動月間です！

赤十字の活動資金にご協力をお願いします

日本赤十字社では、毎年「赤十字社員増強運動」を実施し、赤十字運動に参加し支えていただく社員の募集と赤十字事業に必要な会費（活動資金）へのご協力を広く呼びかけています。曽於市で集められた会費は、鹿児島県支部に送金され、地域での赤十字活動をはじめ、様々な人道的活動に役立てられています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

赤十字からのお知らせ　平成 29 年 4 月から従来の社員制度の一部が変わりました。

日本赤十字を取り巻く環境の変化や社員や社費という名称が分かりにくいとの反省を踏まえて、次の通り変更されました。

★　「社員」を「会員」、「社費」を「会費」と呼称が変更されました。

★　支援者の中で年 2,000 円以上のご協力をいただいた方には、**ご希望により**日本赤十字社の運営参画の支援者として登録させていただき、広報誌などを通じて情報提供させていただきます。

★皆様へのお願い★

これまでどおり、日本赤十字社に対し、年に500円以上を目安とした、ご協力をお願いいたします。

赤十字に関するＱ＆Ａ

Q　日本赤十字社は国の機関ではないのですか？

A　日本赤十字社は世界 190 か国ある赤十字・赤新月社の 1 つで国内単独の民間組織ですが、その設立は日本赤十字社法(昭和 27 年 8 月 14 日法律第 350 号)という法律に基づいて設置された法人です。

Q　赤十字と共同募金（赤い羽根）の違いは？

A　日本赤十字社は国や地方公共団体の業務に協力する機関として、熊本地震や東日本大震災など大規模災害の救護活動をはじめ国際救援活動や救急法などの講習の開催、青少年の育成として青少年赤十字活動の推進、災害ボランティアや各種奉仕団の育成など人道的活動を行っています。

一方、共同募金会は「社会福祉法」に位置付けられた団体です。毎年 10 月から 3 月にかけて全国で募金運動を実施し、地域から寄せられた浄財は、「自分の町を良くする循環型の募金」として、集められた地域の「福祉のまちづくり」のための財源等として使われています。赤十字と共同募金は全く別の組織です。

株式会社ナンチク様へ金色有功章が贈られました

この度、株式会社ナンチク様が金色有功章を受賞され、平成 30 年 3 月 16 日に日本赤十字社鹿児島県支部より金色有功章の盾が伝達されました。

金色有功章は、日本赤十字の会員として、一時または累計で 50 万円以上の会費を納められた個人・法人・団体に贈られるものです。

介護保険に関するQ&A

今回は、介護保険被保険者証についてお答えします。

Q1 介護保険被保険者証は、どのような人に交付されるのですか？

A1 介護保険被保険者証は、65歳を迎えた人は自動的に介護保険の被保険者になり介護保険被保険者証が交付されます。

Q2 介護保険被保険者証が必要となる時は、どんな時ですか？

A2 介護保険被保険者証は、介護サービスを利用する際には必ず必要となりますので、それまで大切に保管しておいてください。

Q3 介護保険被保険者証を持っていれば、いつでも介護サービスを受けられますか？

A3 要介護認定区分等の欄に認定結果が記載されていない介護保険被保険者証では、介護サービスはすぐには利用できません。「要介護認定区分等」の欄に、要支援や要介護の認定結果が記載されていて、その認定の有効期間の間であれば認定結果に応じたサービスを利用することができます。

区分等の欄に何も記載がなく空欄の場合や、記載があっても認定の終了期間が過ぎている場合は、必ず要介護認定の申請手続きが必要となりますので注意が必要です。

Q4 要介護等認定の申請手続きは、どうすればいいですか？

A4 介護サービスを利用する必要がある場合は、申請書と介護保険被保険者証を添えて市役所の窓口で手続きしてください。介護サービス等を利用する必要がなければ、必要となる時まで介護保険被保険者証を大切に保管しておいてください。

Q5 要介護等の認定申請は、本人や家族でなければできないのですか？

A5 認定申請は、市役所の窓口で手続きをしますが、本人または家族以外でも、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設、成年後見人などに依頼して代行申請をしてもらうことができます。

Q6 介護保険被保険者証には期限があるのですか？

A6 介護保険被保険者証そのものには期限はありません。ただし、要介護等の認定を受けている場合は、その認定に対しての有効期間があり、開始から終了の期間がその保険証に記載されていますので期間内であるかどうか確認が必要です。万一、終了期間が過ぎている状態で介護サービスを利用すると、利用料金が全て自己負担となり、サービス事業所に一旦全額支払う必要がありますので、認定の有効期間が終了する1ヶ月前には更新申請の手続が必要です。

Q7 全額支払った場合、本来負担すべき自己負担額以外の料金はどうすれば還ってきますか？

A7 要介護認定等の結果が出れば、サービス事業所からサービス内容や利用料金、本人が負担すべき金額などが記載されたサービス提供証明書を事業所が発行してくれますので、その証明書を持って市役所の窓口で償還手続きをすると本来負担すべき自己負担額を差し引いた金額が戻ってきます。これを償還払いといいます。

Q8 認定の有効期間は、1年間（12ヶ月）と決まっているのですか？

A8 認定の有効期間は、新規認定の場合は6ヶ月、更新認定の場合は原則12ヶ月となっていますが、心身の状態によって短縮や延長となる場合があります。

Q9 介護保険被保険者証を探しますがどうしても見つかりません。再交付できますか？

A9 介護保険被保険者証を紛失したり破損等したときは、市役所の窓口で再交付の申請をすることができます。再交付申請も居宅介護支援事業者など家族以外の人が代行申請することができます。

心配ごと相談所開設のお知らせ

5月～7月の心配ごと相談日

とき
毎月第２・第４木曜日
（平成30年４月から）
9：30～12：00

ところ
【財部】財部保健福祉センター
【末吉】末吉中央公民館
【大隅】大隅中央公民館

開設日	5月24日	6月14日	6月28日	7月12日	7月26日
財　部	上村・柳田	児玉・鎌原	上村･棚木原	鎌原・橋本	児玉・柳田
末　吉	山内・竹石	田代・吉田	山内・原田	吉田・羽嶋	田代・竹石
大　隅	鮫島・上門	山口・前田	鮫島・佐伯	上門・大村	山口・前田

※心配ごと相談所の開設について大切なお知らせです。
平成30年度から心配ごと相談所の開設日が変更となりました。
【変更前】**毎週木曜日** → 【変更後】**毎月第２・第４木曜日**

ひとりで悩まないで 弁護士による無料福祉相談窓口

◎窓口開設の日程は？
毎月第3木曜日　午後１時から４時までとなっております。（完全予約制）

会場	大隅弥五郎伝説の里	財部保健福祉センター	そお生きいき健康センター
相談日	6月21日	7月19日	8月16日

◎相談方法は？
弁護士による面談です。

◎相談料はいくらですか？
料金は**無料**です。（相談者からはいただいておりません。）

◎申し込みはどうするのですか？
事前に予約が必要です。「ひまわりの会　事務局」までご連絡ください。
☎ 099-227-0041（受付：平日9時～17時）　代表弁護士　山口　政幸　鹿児島市山下町12番17号　2階

権利擁護センターから

Q1 曽於市社会福祉協議会が法人として後見業務を行うようになったと聞きました。後見制度とはどのようなもので、どのような支援ができるようになったのか教えてください。

A1 まず、成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の二種類があり、前者は判断能力が不十分になった方を対象とした制度で、後者は判断能力が不十分になる前に備えておくものです。

法定後見制度を利用するためには、まず本人、配偶者、四親等内の親族などが家庭裁判所に審判の申し立てをします。家庭裁判所から選ばれた後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）により支援がはじまります。

曽於市社会福祉協議会は、後見人等として家庭裁判所から選任されると本人のために財産管理や身上保護（病院に関する手続や介護保険に関する手続など）を行うことになります。

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になったときに誰にどのような支援をしてもらうのか、契約により代理人（任意後見人）を決めておくものです。その内容は公正証書により残しておく必要があります。

たくさんの善意に感謝いたします。

本会では、この善意を市民の皆様の福祉向上のために大切に使わせていただきます。
なお、本紙への掲載につきましては、寄附者の承諾を得てご希望どおりに寄附者名簿を掲載しております。

香典返し寄附金（敬称略）（平成30年3月1日～4月30日）

財部地区		末吉地区		大隅地区	
佐野明光	畠中	冨田瑞穂	富田	竹元春美	桜ヶ丘
石神昭治	溝ノ口	樫本秋雄	東高松	八木　勉	梶ヶ野
山下和子	中正ヶ峯	徳永トキ子	徳留	吉田キヨ子	桑之迫
黒川時政	中十文字	橋口節子	飯塚	牧之瀬広行	新原
大谷浜子	志布志市	堀之薗静男	南柳井谷	高松とし子	十三迫
		三嶋智恵子	後迫	徳留哲美	中大谷
				山田ウル	新田場
				加塩孝一	中園

一般寄附金品（敬称略）（平成30年3月1日～4月30日）

財部地区		末吉地区		大隅地区	
別府ゴルフ部会	20,000円	小迫ストアー	5,000円	大隅地域高齢者学級	4,183円
前田　重治（都城市）	8,000円	光神校区社会福祉協議会	4,420円	大園　征郎（中高松）	3,000円
橋本　絹代（高塚）	10,000円	井上ヒサエ（久留米市）	3,000円	匿名　1件	
匿名	オムツ	匿名	5,637円		
匿名　1件		匿名　1件			

編集後記

きれいに咲いた桜の花もいつしか葉桜となりましたが、色鮮やかな春の花を観賞することで、元気をもらっています。

今年度から新しく4名の職員を迎え、また、地域包括支援センターも受託しました。職員の異動もありましたが、引き続き組織一体となって地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願いします。

P.S　私の働いている訪問介護事業所では、スタッフを募集しています。
いっしょに働いてみませんか。お待ちしています。

Y・M